

令和6年2月市議会 教育厚生委員会資料

所管事項調査

福祉医療費の過誤払いに対する返還請求事務の未処理について

目次

1	概要	P 2～4
2	返還請求を怠った原因	P 4
3	現在把握している過誤払い分への対応	P 4
4	再発防止策	P 5

こども部
令和6年3月

1 概要

長崎市福祉医療費支給条例の規定に基づき、中学生までの児童、ひとり親家庭の親及び子、父母のいない子並びに寡婦（以下「支給対象者」という。）に係る医療について、現物給付方式により福祉医療費を支給している。

令和5年12月に、受給者から、病院で受診した際に現物給付を受けられなかったとの問い合わせがあり、確認した結果、原因は福祉医療費受給者証（以下「受給者証」という。）の有効期限切れであったが、過去の受診分も確認したところ、受給資格を喪失した後の受診であるにもかかわらず、その医療費に対して現物給付により福祉医療費を支給する過誤払いがあった。

そこで、その他の受給者も含めて全体を調査した結果、同様に受給資格を喪失した者が受診した医療費に対する過誤払いがあり、その過誤払いに対する返還請求を怠っていたことが判明した。

【返還請求を怠った過誤払い】 5年間の時効が到来していないものに限る。

期間	対象者数	金額
令和元年度～令和5年度 (H31.3月～R5.12月受診分)	約690人（精査中）	約334万円（精査中）

- ・現物給付においては、受診月の2か月後に、医療取扱機関（病院、診療所、薬局等）から、審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金又は長崎県国民健康保険団体連合会）を通じて、市に対して福祉医療費の請求がある。
- ・令和元年度の福祉医療費の支給に関しては、平成31年2月から令和2年1月の間の受診分が対象となるが、このうち平成31年2月受診分の過誤払いについては、既に5年間の時効が到来しているため、上記金額には含まれない。

※平成30年度以前についても、返還請求を怠った過誤払いがあると考えられ、その対象者数、金額について調査中。

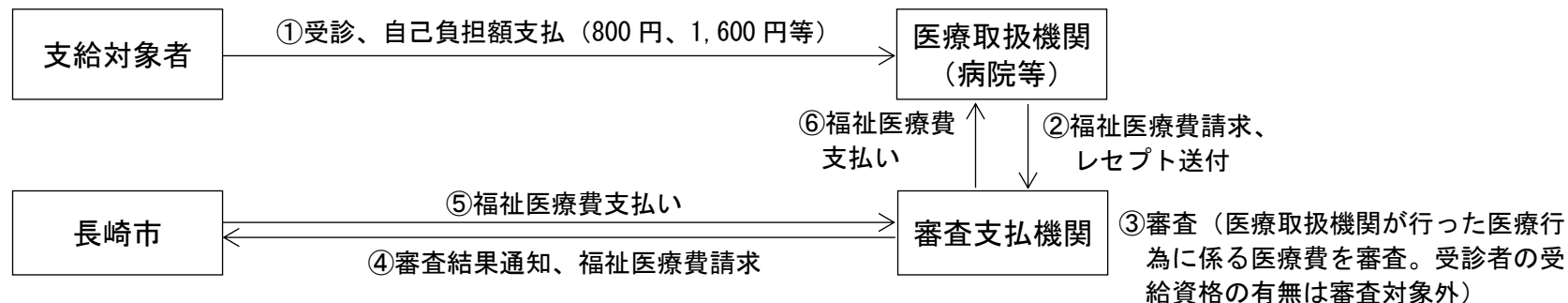
（参考）

現物給付方式

- ・支給対象者は、医療取扱機関の窓口で受給者証を提示することで、1医療取扱機関につき1日上限800円（寡婦にあつては1日上限1,200円）、1月上限1,600円（寡婦にあつては月額上限なし）の自己負担額の支払いのみで受診できる。（調剤薬局にあつては自己負担額なし）
- ・医療取扱機関は、審査支払機関を通じて、市に対して福祉医療費の請求を行い、市は、審査支払機関を經由して当該医療取

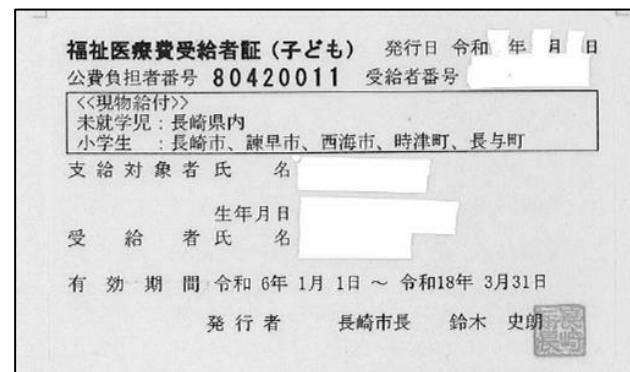
扱機関に対して福祉医療費を支払う。

【現物給付の流れ】



過誤払いが生じる場合

- (1) 支給対象者が、受給者証の有効期間を過ぎたにもかかわらず、医療取扱機関で受給者証を提示して受診し、また、当該医療取扱機関においても、受給者証の有効期間が過ぎていることを見落とし、現物給付で受診させた場合
- (2) 支給対象者が、受給者証の有効期間内に受給資格を喪失したにもかかわらず、市に届け出て返還すべき受給者証を返還せず、医療取扱機関で受給者証を提示して受診した場合（この場合、受診時点で受給者証に表示された有効期間を過ぎていないため、医療取扱機関においては、現物給付の対象ではないことの確認ができない。）



(福祉医療費受給者証)

〔有効期間内に受給資格を喪失する場合〕

- ・子ども福祉医療 転出、生活保護受給等
- ・ひとり親福祉医療 転出、婚姻・所得増による児童扶養手当受給資格喪失、生活保護受給等

○長崎市福祉医療費支給条例施行規則

第 11 条 [略]

2 受給者は、次の各号のいずれかに該当するときは、福祉医療費受給資格喪失届に受給者証及び当該事実を明らかにすることができる書類を添えて、速やかに、これを市長に提出しなければならない。ただし、福祉医療費の受給資格を有する者が、その受給者証の有効期間の満了の日に達したときは、この限りでない。

(1) 条例第 3 条の規定に該当しなくなったとき。

(2) 支給対象者が死亡したとき。

○長崎市福祉医療費支給条例

第 3 条 支給対象者は、医療保険各法の規定による被保険者、組合員又は被扶養者である重度心身障害者、中度心身障害者、子ども、母子家庭の母、母子家庭の子、父子家庭の父、父子家庭の子、父母のない子及び寡婦のいずれかに該当する者（ただし、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）の規定による保護を受けている者を除く。）であつて、本市の区域内に住所を有する者（施設入所者を除く。）又は施設に入所し、又は入居する直前（継続して 2 以上の施設に入所し、又は入居する場合にあつては、最初の施設に入所し、又は入居する直前）に本市の区域内に住所を有していた施設入所者とする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 返還請求を怠った原因

- ・ 過誤払いの対応に関するマニュアルがなく、職員間の引継ぎも適切に行われていなかった。
- ・ 担当において、審査支払機関から提出された診療データをシステムに取り込み、エラーチェックを行うことで過誤払いを把握することができていたものの、返還請求を行うことなく曖昧にしたまま事務処理を怠っていた。

いつの時点から返還請求を怠っていたのかを把握するため、これまで本業務に携わった職員への聴取を実施

3 現在把握している過誤払い分への対応

過誤払いのうち、時効が到来しておらず返還請求ができる最も古いものは、平成 31 年 3 月 4 日受診分であったことから、同月受診分のみ、時効到来前の令和 6 年 3 月 1 日に返還請求を発送した。平成 31 年 4 月以降の受診に係る過誤払い分については、受給者に対して速やかに返還請求を行う。

4 再発防止策

(1) 過誤払いを減らす取組み

- ア 受給者に対して、受給資格を喪失したときは、喪失届に受給者証を添えて、速やかに市に提出すべき旨を周知徹底する。
- イ 医療取扱機関に対して、受給者証に表示された有効期間が過ぎていないことを確実にチェックするよう注意喚起を行う。

(2) 今後生じた過誤払いに対する確実な返還請求

- ア 適正な事務処理の実効性、継続性を持たせるため、マニュアルを作成するとともに、確実な事務引継ぎを徹底する。
- イ 過誤払いに対する確実な返還請求の実施及び返還請求後の債権管理を徹底する。

過誤払いをそのままにしておくことは、本来支給すべきでないものに公金を使うことになってしまうため、重大な問題であるということを関係職員全員が改めて認識し、適正な事務処理を徹底する。